日印租税条約の改正交渉の開始について

- 1. 日本国政府は、インド政府との間で、日印租税条約の改正交渉を開始することになりました。
- 2. 第1回の正式交渉は、来る2月7日(月)より東京において行うこととしております。
- 3. 今回の改正は、1989年に発効した租税条約の改正になります。

【参考】

正式名称: 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止 のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約

(原条約)

署名:1960年(昭和35年)1月5日 発効:1960年(昭和35年)6月13日

(一部改正)

署名:1969年(昭和44年)4月8日 発効:1970年(昭和45年)11月15日

(全面改正)

署名:1989年(平成元年)3月7日 発効:1989年(平成元年)12月29日

> 連絡・問い合わせ先:主税局国際租税課 TEL: 03-3581-4111 (ex 5007、5335)